



兼松エンジニアリング株式会社

第**53**期

# 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

## 日時

2024年6月19日（水曜日）午前10時

## 場所

高知市高須砂地155番地  
セリーズ  
3階レインボーホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役及び監査役に対する  
譲渡制限付株式の付与の  
ための報酬決定の件

兼松エンジニアリング株式会社

証券コード：6402

証券コード 6402

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日

2024年5月24日)

株 主 各 位

高 知 市 布 師 田 3981 番 地 7

兼松エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 山 本 琴 一

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<http://www.kanematsu-eng.jp/ir/ir05.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月18日（火曜日）午後5時30分までに折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 高知市高須砂地155番地  
セリーズ  
3階レインボーホール
3. 目的事項  
報告事項 第53期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬額改定の件  
第5号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集に当たっての決定事項  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第53期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき44円  
(うち、普通配当12円・特別配当32円)

総額214,766,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月20日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況	
1	やま もと 山本 琴一 (満65歳)	再任	代表取締役社長	21/21回 (100%)
2	やな い 柳井 仁司 (満68歳)	再任	代表取締役専務	21/21回 (100%)
3	きた むら 北村 和則 (満52歳)	再任	常務取締役	21/21回 (100%)
4	なが やま 長山 育男 (満56歳)	再任 社外 独立役員	取締役	21/21回 (100%)
5	そ がわ 十川 智基 (満50歳)	再任 社外 独立役員	取締役	21/21回 (100%)

(注) 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

1

やまもと  
山本

きん いち  
琴一

(1958年7月1日生 満65歳)

再任

### 取締役在任期間

15年

### 取締役会出席状況

21/21回 (100%)

### 諮問委員会出席状況

6/6回 (100%)

### 所有する当社株式の数

472,500株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年7月	当社入社	2001年6月	常勤監査役
1990年7月	有限会社立花浴材商会出向	2009年6月	取締役
1992年1月	当社製造部主任	2013年6月	常務取締役
1996年7月	営業管理部係長	2016年6月	代表取締役専務
1998年10月	内部監査室係長	2019年6月	代表取締役社長 (現任)

### 取締役候補者とした理由

山本琴一氏は、長年に渡り当社の代表取締役を務め経営を担っており、重要な意思決定と業務遂行に対する監督機能を適切に果たしてきました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

2

やな い  
柳井

ひと し  
仁司

(1955年8月19日生 満68歳)

再任

### 取締役在任期間

12年

### 取締役会出席状況

21/21回 (100%)

### 所有する当社株式の数

47,500株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年2月	当社入社	2012年4月	生産部門統括執行役員
1991年9月	大阪営業所所長	2012年6月	取締役
2007年4月	営業本部東日本支社長	2018年6月	常務取締役
2010年6月	営業部門統括執行役員	2019年6月	代表取締役専務 (現任)
2011年4月	生産管理部、製造部統括執行役員		

### 取締役候補者とした理由

柳井仁司氏は、長年の営業部門での販売経験と生産部門の全体を統括し、役員として、幅広い役割を担い、これらの分野の豊富な経験と高い見識を有し、当社の成長に貢献してきました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

3

きた むら  
北村

かず のり  
和則

(1972年1月7日生 満52歳)

再任

取締役在任期間

6年

取締役会出席状況

21/21回 (100%)

所有する当社株式の数

24,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2018年6月	取締役執行役員
2010年4月	品質保証部マネージャー	2019年4月	取締役
2011年4月	営業部マネージャー	2022年4月	常務取締役 (現任)
2014年4月	営業部門統括執行役員		

取締役候補者とした理由

北村和則氏は、生産部門、営業統括業務に携わった豊富な業務経験を有し、営業部門と管理部門の統括役員として幅広い役割を担い、これらの分野の豊富な経験と高い見識を有し、当社の成長に貢献してきました。引き続き当社の事業成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

なが やま  
長山

いく お  
育男

(1967年10月22日生 満56歳)

再任

社外

独立役員

取締役在任期間

5年

取締役会出席状況

21/21回 (100%)

諮問委員会出席状況

6/6回 (100%)

所有する当社株式の数

2,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	高知弁護士会 弁護士登録	2019年6月	当社取締役 (現任)
1997年4月	岡村直彦法律事務所入所 (現任) (現 岡村・長山法律事務所)		

■ 重要な兼職の状況  
弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長山育男氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待されることから、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

5

そ がわ  
十川  
とも き  
智基

(1973年12月27日生 満50歳)

再任 社外 独立役員

### 取締役在任期間

3年

### 取締役会出席状況

21/21回 (100%)

### 諮問委員会出席状況

6/6回 (100%)

### 所有する当社株式の数

2,500株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月	朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入社	2009年10月	朝日税理士法人代表社員 (現任)
2004年5月	公認会計士登録	2013年6月	株式会社滝澤鉄工所取締役 (現 株式会社TAKISAWA)
2009年7月	十川公認会計士事務所所長 (現任)	2016年6月	同社取締役監査等委員
2009年8月	税理士登録	2021年6月	当社取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

十川智基氏は他社における社外役員としての豊富な経験と高い見識に加え、公認会計士及び税理士の資格も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の中長期的な企業成長に向けた様々な助言や意見が期待されることから、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 長山育男及び十川智基の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
  - 当社は長山育男及び十川智基の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - 当社は保険会社との間で役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
  - 長山育男及び十川智基の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
  - 長山育男及び十川智基の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - 長山育男及び十川智基の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	
1	なか の もり やす <b>中野 守康</b> （満64歳）	再任	監査役	21/21回 (100%)	6/6回 (100%)
2	たか しば たか ひこ <b>高芝 貴彦</b> （満60歳）	再任 社外 独立役員	監査役	20/21回 (95%)	6/6回 (100%)
3	いわ た まこと <b>岩田 誠</b> （満61歳）	再任 社外 独立役員	監査役	17/17回 (100%)	4/4回 (100%)

(注) 1.各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2.岩田誠氏の取締役会及び監査役会への出席状況は、監査役就任後に開催された回数であります。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

1

なか の もり やす  
**中野 守康**

(1959年12月2日 満64歳)

再任

### 監査役在任期間

5年

### 取締役会出席状況

21/21回 (100%)

### 監査役会出席状況

6/6回 (100%)

### 所有する当社株式の数

3,400株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社三井銀行（現三井住友銀行）入行	2012年4月	営業部門執行役員
2001年4月	SMBCキャピタルインディア取締役	2014年4月	管理部門執行役員
2011年1月	当社入社	2019年4月	管理部門参与
2011年4月	海外部マネージャー	2019年6月	当社常勤監査役（現任）

### 監査役候補者とした理由

中野守康氏は、大手金融機関での豊富な経験と実績に加え、社会保険労務士という専門的な知識を活かして、2019年6月より当社の監査役として、当社の経営、業務に対し適切な監査を果たしており、引き続き監査役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

たか しば たか ひこ  
**高芝 貴彦**

(1963年10月17日 満60歳)

再任

社外

独立役員

### 監査役在任期間

4年

### 取締役会出席状況

20/21回 (95%)

### 監査役会出席状況

6/6回 (100%)

### 諮問委員会出席状況

5/6回 (83%)

### 所有する当社株式の数

1,700株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年7月	高知税務署法人課税第五部門上席国税調査官	2009年7月	高松国税局調査査察部第三部門総括主査
2001年7月	税務大学校高松研修所総務係長	2013年8月	税理士登録
2005年7月	高知税務署法人課税第五部門統括国税調査官		高芝貴彦税理士事務所所長（現任）
2006年7月	同 法人課税第二部門統括国税調査官	2020年6月	当社監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

税理士

### 社外監査役候補者とした理由

高芝貴彦氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する専門的な知識と行政での豊富な経験を活かして当社の経営、業務に対して客観的見地から適切な監査を果たしており、引き続き社外監査役候補者としたものです。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

3

いわ た  
岩田

まこと  
誠

(1963年1月18日 満61歳)

再任 社外 独立役員

### 監査役在任期間

1年

### 取締役会出席状況

17/17回 (100%)

### 監査役会出席状況

4/4回 (100%)

### 諮問委員会出席状況

4/4回 (100%)

### 所有する当社株式の数

300株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年4月	大阪大学工学部情報システム工学科助手	2009年4月	高知工科大学情報学群教授
1997年4月	高知工科大学情報システム工学科助教授	4月	同 情報学群学群長
2002年1月	同 情報システム工学科教授	2018年2月	株式会社DDSNA取締役 (現任)
2006年4月	同 情報システム工学科学科長	4月	高知工科大学研究本部長 (現任)
4月	東北大学電気通信研究所客員教授	2023年4月	同 副学長 (現任)
2008年6月	米国カリフォルニア大学アーバイン校客員研究員	2023年6月	当社監査役 (現任)

### 重要な兼職の状況

高知工科大学 副学長  
株式会社DDSNA 取締役

### 社外監査役候補者とした理由

岩田誠氏は情報システム専攻の大学教授としての専門的な経験と工学博士としての幅広い知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かして当社の経営、業務に対し適切な監査を果たしており、引き続き社外監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は高芝貴彦及び岩田誠の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で監査役を含む役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
6. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 株主総会参考書類

(ご参照)

- ①当社は環境整備機器メーカーとして、技術、研究開発への取り組みと、リスク管理・コンプライアンスを遵守した製品・サービスの提供を、経営理念及び経営計画としております。
- ②当社の取締役は知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、業務執行取締役3名と独立社外取締役2名の計5名が就任しています。社外取締役には、経営の監督機能を果たすため、幅広い経験及び豊富な見識等を有する人材を選任しております。
- ③代表取締役（1名）、社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）で構成する諮問委員会を設置、社外取締役の中から議長を選任し、役員報酬の妥当性や取締役候補者・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きの妥当性検証の事項に関し取締役会に意見を述べる役割・責務を担っております。

本株主総会において各取締役候補者及び各監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)		社内外	専門性と経験								
			企業 経営	営業	技術 ・ 研究 ・ 開発	生産	人事 ・ 労務	財務 ・ 会計	IT ・ デジタル	法務 ・ コンプライアンス ・ リスク 管理	
取締役	山本琴一	社内	●					●	●	●	●
	柳井仁司	社内	●	●	●	●					●
	北村和則	社内	●	●		●	●			●	●
	長山育男	社外					●				●
	十川智基	社外						●			
監査役	中野守康	社内					●				●
	高芝貴彦	社外						●			
	岩田 誠	社外			●					●	

## 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月21日の第34期定時株主総会（以下「第34期定時株主総会」といいます。）において、年額180百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役の職務内容の拡大、取締役の員数の増加の可能性、その他諸般の事情を勘案して、本株主総会において、当社の取締役の報酬限度額を年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内。）と改定させていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、職務内容の拡大、取締役の員数の増加の可能性、その他諸般の事情を勘案して、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数である諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当と判断しております。

## 第5号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第4号議案を株主の皆様にご承認いただければ、年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額120百万円以内。）となり、監査役の報酬等の額は、第34期定時株主総会において、年額40百万円以内にご承認いただいております。今般、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役（以下、取締役と併せて「対象役員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役については、上記の目的に加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することも目的として、上記の各報酬枠の内枠で、対象役員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

対象役員は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役につき年額130百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とし、監査役につき年額200百万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年間13,000株以内（うち社外取締役分は年間1,000株以内）とし、監査役につき年間2,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、それぞれの上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数である諮問委員会の答申を受けて取締役会において決定することといたし、監査役については監査役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1)対象役員は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)対象役員が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## 株主総会参考書類

- (3)当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、対象役員が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7)上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### 【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、少数株主の皆様と同じ目線に立ってその職責を果たすことにより、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、対象役員に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、当該方針を変更することを予定しており、本議案の内容は変更後の当該方針に基づき譲渡制限付株式報酬を付与するために必要かつ相当なものです。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年3月末日時点）に占める割合は約0.27%とその希薄化率は軽微です。

以上に加えて、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数である諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、コロナ禍の収束の動きが強まり、個人消費や円安効果によるインバウンド需要の拡大や半導体関連の設備投資需要による生産の持ち直しの動きがみられましたが、物価高や能登半島地震の影響のほか、自動車メーカーの不正問題などが幅広い業種にマイナスの影響を及ぼしました。他方、都市開発などは景気を下支えしたほか、日経平均株価など金融市場の安定も好材料となり、景気は緩やかに回復しております。

かかる状況下、期初の見込み通りシャシの入庫が進んだことにより、大型機種の販売は増加となりました。一方、費用面では部材高騰の影響に加えて、前期より利用開始した基幹システムの償却負担、同じく前期に従業員に対して付与した譲渡制限付株式の費用化及び前期には補助金収入が計上されていたこともあり、増収・減益の結果となりました。

また、足元の受注環境は引き続き好調であり、受注残高は、前期を上回る高水準で推移しております。

経営成績につきましては、前期に比べ受注高は1,733百万円増の14,393百万円(前期比13.7%増)、受注残高は1,989百万円増の10,158百万円(前期比24.4%増)となりました。

売上高は1,068百万円増の12,403百万円(前期比9.4%増)となりました。これは主として高压洗浄車の売上高が前期に比べ1,027百万円減の1,323百万円となりましたが、強力吸引作業車の売上高が前期に比べ1,448百万円増の8,590百万円、粉粒体吸引・圧送車の売上高が前期に比べ201百万円増の241百万円及びその他特殊製品等の売上高が前期に比べ383百万円増の1,080百万円となったことによるものであります。

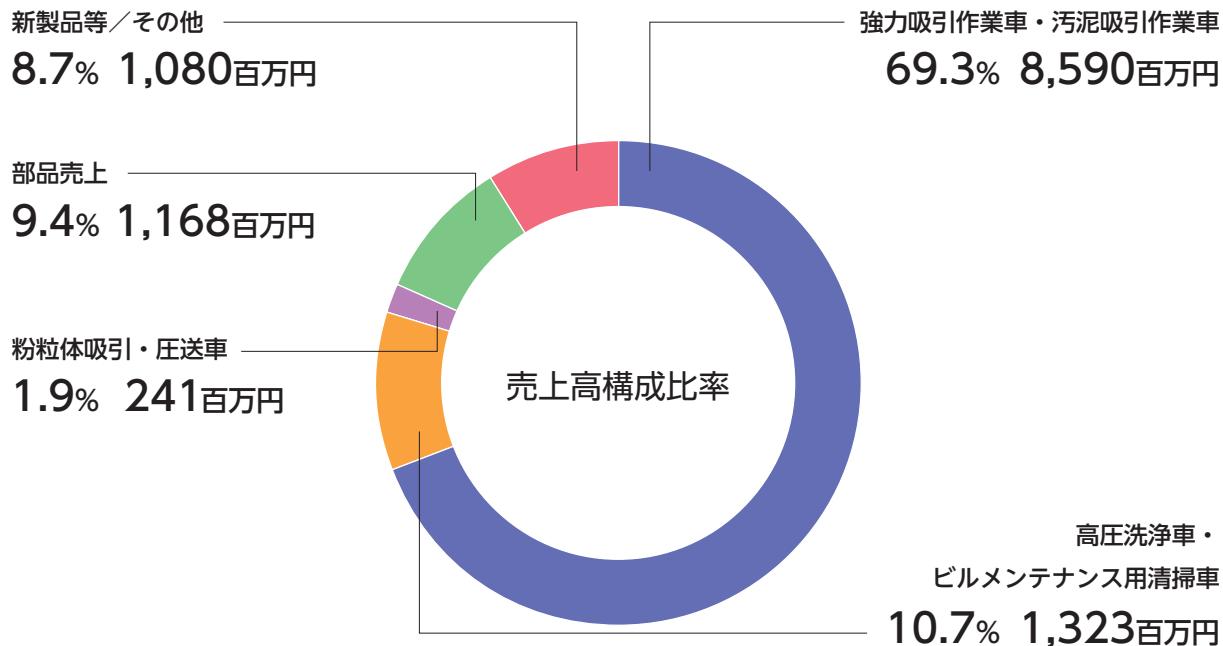
営業利益は99百万円増の808百万円(前期比14.0%増)となりました。売上総利益は147百万円増の2,828百万円(前期比5.5%増)となりましたが、人員増に伴う人件費の増加及び基幹システム稼働に伴う減価償却費の増加により、販売費及び一般管理費が47百万円増の2,019百万円(前期比2.4%増)となったことによるものであります。

経常利益は96百万円増の829百万円(前期比13.2%増)となりました。営業外収益は主に受取賃貸料17百万円によるものであり、営業外費用は主に支払利息4百万円によるものであります。

当期純利益は前期に補助金収入を計上したこともあり、税引前当期純利益は837百万円(前期比23.1%減)となり、税効果会計適用後の法人税等負担額は218百万円(前期比34.6%減)となりました。この結果、当期における当期純利益は135百万円減の618百万円(前期比18.0%減)となりました。

なお、製品別の売上高は次のとおりであります。

事業報告



分類	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
強力吸引作業車	8,590,189	69.3	+20.3
高圧洗浄車	1,323,569	10.7	△43.7
粉粒体吸引・圧送車	241,500	1.9	+508.3
部品売上	1,168,523	9.4	+5.6
その他	1,080,156	8.7	+55.0
合計	12,403,939	100.0	+9.4

## 強力吸引作業車

売上高	8,590百万円 (前期比20.3%増)
受注残高	8,342百万円 (前期比29.2%増)

大型機種の販売増加により、前期を上回る売上高となりました。インフラ整備事業や都市再開発の建設事業、レンタル業などの更新・増車により安定した需要を維持しており、前期を上回る受注高及び受注残高となりました。

業績につきましては、前期に比べ受注高は1,859百万円増の10,473百万円(前期比21.6%増)、売上高は1,448百万円増の8,590百万円(前期比20.3%増)、受注残高は1,883百万円増の8,342百万円(前期比29.2%増)となりました。



強力吸引作業車(MP-04BVP)



超強力吸引作業車(SQ-13CVP)

## 高圧洗浄車

売上高	1,323百万円 (前期比43.7%減)
受注残高	1,267百万円 (前期比41.0%増)

下水道関係のインフラ整備事業の更新・増車の需要は引き続き安定しており、前期を上回る受注残高となりました。売上高及び受注高は前期を下回る結果となりましたが、下水道関係のインフラ整備事業の需要は維持しております。

業績につきましては、前期に比べ受注高は317百万円減の1,692百万円(前期比15.8%減)、売上高は1,027百万円減の1,323百万円(前期比43.7%減)、受注残高は368百万円増の1,267百万円(前期比41.0%増)となりました。



高圧洗浄車(JS-04W1825)

粉粒体吸引・圧送車

売上高 241百万円 (前期比508.3%増)  
受注残高 176百万円 (前期比10.3%減)

前期は1台、当期は5台の売上となりました。工場関係向けの需要は、製品原料の輸送や作業環境維持といった目的で継続しております。

業績につきましては、前期に比べ受注高は175百万円増の221百万円(前期比380.9%増)、売上高は201百万円増の241百万円(前期比508.3%増)、受注残高は20百万円減の176百万円(前期比10.3%減)となりました。



粉粒体吸引圧送車(SM-16BVYT)

部品売上

売上高 1,168百万円 (前期比5.6%増)

部品は高水準で堅調に販売しており、受注高・売上ともに前期に比べ61百万円増の1,168百万円(前期比5.6%増)となりました。



フローゲージ



長円型レベル窓



送り出し装置用タイヤ

その他

売上高 1,080百万円 (前期比55.0%増)  
受注残高 372百万円 (前期比39.4%減)

その他は上記に属さない製品、中古品の販売及び修理改造等であります。当期は、「トンネル壁面清掃車」及び柑橘類果皮から精油抽出等の「マイクロ波抽出装置」等特殊製品の売上を計上しております。

業績につきましては、前期に比べ受注高は45百万円減の838百万円(前期比5.1%減)、売上高は383百万円増の1,080百万円(前期比55.0%増)、受注残高は241百万円減の372百万円(前期比39.4%減)となりました。



定置型吸引機(EL-120SV)

**(2) 設備投資等の状況**

当期において実施した設備投資の総額は148百万円であります。  
主に、基幹システム関連支出の増加、生産設備の維持更新、デモ車製作及び社有車の維持更新であります。

**(3) 資金調達の状況**

当期中、特記すべき資金調達はありません。

**(4) 研究開発の状況**

当期における研究開発費は、マイクロ波減圧乾燥装置の研究開発35百万円及びマイクロ波炭化技術の研究開発54百万円等を含め、総額は101百万円であります。

**(5) 対処すべき課題**

2023年3月期から2025年3月期までの3年間にわたる中期経営計画では、スローガン「変革」のもと、技術力や対応力、お客様や様々な取引先との親密な関係性など、古くから大切にしてきた当社の良さを再認識した上で、新たに得られる生産基盤や技術・情報など時流に応じたものを取り入れて、新たな良さを加えつつ更に進化させていくため、以下の課題に取り組んでまいります。

[顧客志向]

お客様を知り、お客様の求めるものを正確に把握し、相互理解を深めて期待を超える成果を提供します。

[人材]

働き甲斐のある職場とワークライフバランスを実現します。

[品質]

自工程と次工程に責任を持ち、高品質を追求します。

[効率]

新生産体制確立と新基幹システム活用で生産性を高め、収益力を向上させます。

[企業価値]

SDGsへの取り組みにより、社会に貢献します。

(6) 財産及び損益の状況

区分		第50期 (2021年3月期)	第51期 (2022年3月期)	第52期 (2023年3月期)	第53期(当期) (2024年3月期)
受注高	(千円)	12,442,786	12,492,979	12,659,987	14,393,806
売上高	(千円)	11,606,947	11,871,124	11,335,810	12,403,939
経常利益	(千円)	1,109,767	1,025,717	732,561	829,331
当期純利益	(千円)	716,859	750,277	754,360	618,917
1株当たり当期純利益	(円)	128.96	141.30	156.21	126.79
総資産	(千円)	11,081,886	12,811,661	13,754,822	13,383,171
純資産	(千円)	6,224,488	5,712,404	6,288,026	6,641,945
1株当たり純資産額	(円)	1,119.76	1,187.25	1,288.01	1,360.76

(注) 第51期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第51期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用しております。

受注高

(千円)



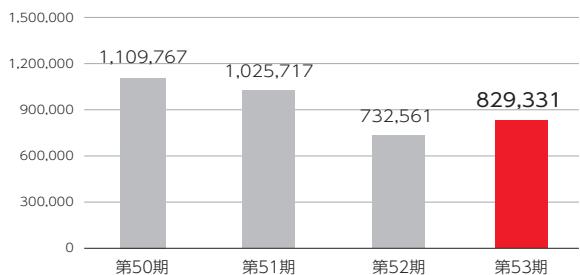
売上高

(千円)



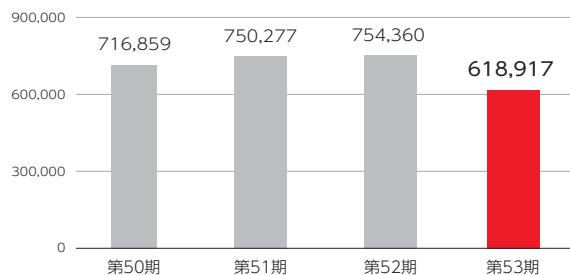
経常利益

(千円)



当期純利益

(千円)



### (7) 主要な事業内容

当社は、主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造販売を行っております。強力吸引作業車は、道路での側溝清掃、土木建築現場での汚泥吸引、工場での乾粉等各種産業廃棄物の吸引回収に利用されております。高圧洗浄車は、下水道管、側溝、タンク、熱交換器等の洗浄作業に利用されております。また、汚泥脱水機・減容機は、中間処理場での汚泥の脱水、減容化に利用されております。

- ① 当社は、環境整備機器の開発、設計、組立、塗装、検査、販売を行っております。なお、製品の部品製作については、外注先に委託し、その委託管理は当社の調達部が担当しております。
- ② 特定の外注先には、高圧洗浄車の組立及び製品の塗装を委託しております。高圧洗浄車の組立先及び製品の塗装先は、当社の所有する工場にて作業を行っております。
- ③ 製品のアフターサービスは、全国に配置した支店・営業所と当社指定サービス工場が行い、技術サービス部がその指導・調整・管理に当たり、統括管理を行っております。なお、当社と指定サービス工場は、サービス業務の円滑な運営及び当社製品の販売に関する情報交換等を図る目的で「KCSネットワーク」を組織しております。
- ④ 輸出向け販売は、ODAによるものが主であり、特定のメーカー及び専門商社にて行っております。また、当社の行う輸出版売は海外課が担当しております。

### (8) 主要な営業所及び工場

本社	社	高知県高知市布師田3981番地7
本社西工場 (塗装工場)		高知県高知市布師田3981番地4
テクノベース 生産技術センター		高知県高知市一宮4786番34
検査出荷センター		高知県高知市一宮4786番33
東東京支店/西東京支店		東京都中央区
東北・北海道支店		仙台市太白区
名古屋支店		名古屋市北区
大阪支店		大阪府摂津市
中国支店		広島県東広島市
福岡支店		福岡市中央区
札幌営業所		札幌市厚別区
四国営業所		高知県高知市(本社内)

## 事業報告

### (9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (千円)
株式会社四国銀行	955,000
株式会社伊予銀行	387,500
株式会社三井住友銀行	490,009

### (10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	17名増	39.9歳	13.5年

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,576,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,881,055株 (自己株式682,945株を除く)  
 (3) 株主数 2,471名 (前期末比22名減)  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山本 琴一	472,500	9.68
兼松エンジニアリング従業員持株会	347,900	7.13
三谷 公男	319,220	6.54
山口 隆士	308,532	6.32
山本 吾一	262,860	5.39
柳川 裕司	197,860	4.05
株式会社四国銀行	152,100	3.12
坂本 洋介	108,700	2.23
三谷 仁男	97,500	2.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	86,600	1.77

- (注) 1. 当社は、自己株式 (682,945株) を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式 (682,945株) を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 琴一	
代表取締役専務	柳井 仁司	
常務取締役	北村 和則	
取締役	長山 育男	弁護士
取締役	十川 智基	公認会計士・税理士
常勤監査役	中野 守康	
監査役	高芝 貴彦	税理士
監査役	岩田 誠	高知工科大学 副学長 株式会社DDSNA 取締役

- (注) 1. 2023年6月20日開催の第52期定時株主総会において、岩田誠氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。  
 2. 2023年6月20日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、蝶野成臣氏は監査役を辞任いたしました。  
 3. 長山育男及び十川智基の両氏は、社外取締役であります。  
 4. 高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、社外監査役であります。  
 5. 監査役高芝貴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 社外取締役長山育男及び十川智基の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 7. 社外監査役高芝貴彦及び岩田誠の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### イ. 取締役報酬の決定方針

取締役報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、業績連動を基本とし、「役員規程」に基づき、世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮した上で、諮問委員会の諮問を経て取締役会で決定しております。諮問委員会は、代表取締役1名及び社外取締役2名、社外監査役2名の計5名の委員により構成され、取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きの妥当性につき、多角的に検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重しております。また、常勤取締役の個人別の報酬等の額については、所管する部門毎の年間活動目標の自己評価及び取締役会への説明も考慮して代表取締役が起案して、取締役会で決定しております。

###### ロ. 監査役報酬の決定方針

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、「役員規程」に基づき、世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮した上で、監査役の協議で決定しております。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2005年6月21日の第34期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内とすること及び監査役の報酬総額を年額40百万円以内にするのを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、また当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	112,960	95,040	17,920	3
監査役 (社外監査役を除く)	13,000	12,000	1,000	1
社外取締役	9,100	8,400	700	2
社外監査役	6,500	6,000	500	3

なお、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記に従い、諮問委員会の答申を尊重した内容となっており、相当であると判断しております。

## 事業報告

### ③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（賞与）は、世間水準及び経営内容、従業員平均年収等を考慮し決定しますが、増益時における常勤取締役の業績連動報酬（総額）の対前年度比伸び率は、同期間の経常利益（取締役報酬控除前）増加率の範囲内を原則としております。

また、常勤取締役の個人別の報酬等の額については、所管する部門毎の年間活動目標の自己評価及び取締役会への説明も考慮して代表取締役が起案して、取締役会で決定しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役岩田誠氏は、高知工科大学の副学長及び株式会社DDSNAの取締役であります。当社とこれらの法人との間には、特別な関係はありません。

#### ② 主な活動状況（取締役会及び監査役会への出席状況及び活動状況）

区分	氏名	出席状況、活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長山育男	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験・識見から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、中長期的な企業価値向上を図る観点からの発言を行っております。また、諮問委員会6回のうち6回に出席し、独立社外役員の立場から、取締役会の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点からの発言を行い、当社の経営監督機能の強化に重要な役割を果たしております。
取締役	十川智基	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、主に公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験及び企業経営に関わる豊富な見識に基づき、社外取締役として客観的に当社の経営監督機能の強化に対し適宜重要な発言を行っております。また、諮問委員会6回のうち6回に出席し、諮問委員会議長として独立した立場から客観的な議論を行い、当社の役付取締役の選定や報酬を決定するに当たっての方針と手続きの妥当性について、有用な発言を行っております。

区分	氏名	出席状況、活動状況及び 社外監査役に期待される役割に行った職務の概要
監査役	高 芝 貴 彦	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会6回のうち6回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、諮問委員会6回のうち5回に出席し、社外役員の立場から、取締役会が役付取締役、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続等に関し積極的な発言を行っております。
監査役	岩 田 誠	社外監査役就任後に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、主に工学博士としての豊富な経験を通じて培った知識・見地から適宜必要な発言を行っております。また、社外監査役就任後に開催された監査役会4回のうち4回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、社外監査役就任後に開催された諮問委員会4回のうち4回に出席し、社外役員の立場から、取締役会が役付取締役、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続等に関し積極的な発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額 15百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人がその独立性を担保し、監査の品質を確保することが必要であることに留意し、以下の手順で会計監査人の報酬等について妥当性を判断しました。結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
- イ. 会計監査人から前期の監査体制や監査計画と実績の差異等の報告を受け、監査実績の分析・評価を行い会計監査の相当性を判断しました。
  - ロ. 取締役との協議、業務執行者からの説明聴取及び意見交換を行いました。
  - ハ. 新事業年度の監査計画における監査時間及び報酬等の見積について、過去の計画時間及び実績時間の推移に照らし不合理な点がないか等に留意し、それらの妥当性について分析、検討しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社では、役員・使用人が社会的良識、規範に基づき行動するよう「兼松エンジニアリング精神」・「基本理念」を定める。
  - ロ. 取締役会は「取締役会規程」・「役員規程」によって定められた基準に従って、経営の基本方針等重要な業務の執行を決定する。
  - ハ. 取締役会は、原則月1回開催され、各取締役は職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役の職務執行に対する意見表明を行い、相互に監視・監督する。なお、全監査役も出席し、監視・監督する。
  - ニ. 週1回、各取締役、執行役員、部門責任者、支店長、役員が指名した者から成るマネージャー会を開催し、業務執行上の問題点・重要事項について報告・協議する。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。
  - ホ. 社長直属の内部監査室を設け、「内部監査規程」・「内部監査実施要領」に基づき監査を実施し、問題点には必要な対策を講じることにより、職務執行の適正化を図る。
  - ヘ. 「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスの統制方針、体制、行動規準を定める。
  - ト. コンプライアンスの徹底・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設ける。
  - チ. 「内部通報者保護規程」を定め、役員・使用人等の地位のいかんに関わらず、不正行為等の早期発見と是正を図る。
  - リ. 「反社会的勢力対策規程」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は、法令及び「文書管理規程」に基づき、関連資料を保存・管理する。
  - ロ. 関連資料を保護・管理するため、以下の規程を定める。
    - ・「機密管理規程」
    - ・「コンピュータ情報管理規程」
    - ・「個人情報保護規程」
    - ・「情報セキュリティ規程」
  - ハ. 取締役及び監査役より、これらの関連資料の閲覧要請があった場合は、直ちに提出できる体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 全社的なリスクは、取締役会・マネージャー会・重要会議等で把握・管理する。
  - ロ. 各部門での業務上のリスク管理は、それぞれの管理部署が対応する。
  - ハ. リスクの防止及び当社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を定める。

## 事業報告

- 二. その他に特定のリスクを管理する組織として、「安全衛生委員会」・「品質管理委員会」・「予算委員会」・「情報セキュリティ委員会」・「開発委員会」を設ける。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は複数代表者制を採用し、相互牽制、意思決定のスピードアップを図る。
  - ロ. 取締役会は原則月1回開催し、必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。また、週1回、各取締役、執行役員、部門責任者、支店長、役員が指名した者から成るマネージャー会を開催し、経営・業務運営上の問題点の共有化、意思決定の適正化・迅速化を図る。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。
  - ハ. 取締役及び使用人による、適切かつ迅速な意思決定、執行が行えるよう、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」・「稟議規程」を定める。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じた体制を取締役と監査役が協議の上決定する。
  - ロ. 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専らその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役及び業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。
  - ハ. 当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなかった場合は、懲戒処分の対象となる。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会・マネージャー会その他の重要な会議に出席し、取締役・使用人の職務・業務執行に関する報告を受けることができる。
  - ロ. 取締役及び使用人は、法令等の違反行為、経営・業務運営上の問題点または当社の業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
  - ハ. 内部通報制度の担当部署は、取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会には、必要に応じ代表取締役社長の出席を求め、経営の基本問題や重要事項について意見交換を行う。
  - ロ. 効率的な監査を実施するため、内部監査室と緊密な連携を保持する。

## 事業報告

八、監査役は、適宜、当社の会計監査人より監査の結果を聴取するとともに、意見交換を行い、必要に応じ事業所監査に同行し、会計監査人との相互連携を図る。

二、監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

(2) 当社の当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当期においては、定時取締役会を15回、臨時取締役会を6回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に係る報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。
- ② 当社は、監査役会規程に基づき、原則として3ヶ月に1回、定例監査役会を開催しており、当期においては、監査役会を6回開催しました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室長及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、常勤監査役は、当社の取締役会に加え、経営戦略会議等の重要な会議への出席や取締役及び使用人との面談を通じ、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- ③ コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取組むため、内部通報制度の体制整備を行い、役員・使用人等に周知しております。
- ④ 代表取締役社長の命を受けた内部監査室長による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査室長及び常勤監査役は内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、内部監査室長、監査役及び会計監査人は、意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することで連携を図っております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>7,779,430</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,953,547</b>
現金及び預金	1,497,985	支払手形	617,183
受取手形	407,722	電子記録債務	2,058,980
電子記録債権	426,495	買掛金	943,405
売掛金	2,210,289	1年内返済予定の長期借入金	349,996
商品及び製品	926,133	未払金	78,647
仕掛品	1,853,885	未払費用	141,190
原材料及び貯蔵品	331,158	未払法人税等	18,772
前払費用	75,598	未払消費税等	49,059
未収還付法人税等	18,215	預り金	52,410
その他	33,469	契約負債	263,114
貸倒引当金	△1,522	賞与引当金	277,560
<b>固定資産</b>	<b>5,603,741</b>	役員賞与引当金	20,120
<b>有形固定資産</b>	<b>4,923,800</b>	製品保証引当金	69,000
建物	2,734,847	その他	14,106
構築物	149,398	<b>固定負債</b>	<b>1,787,678</b>
機械及び装置	371,506	長期借入金	1,482,513
車両運搬具	80,561	長期未払金	7,600
工具、器具及び備品	76,321	退職給付引当金	297,565
土地	1,509,649	<b>負債の部合計</b>	<b>6,741,225</b>
建設仮勘定	1,516	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>311,255</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,637,787</b>
ソフトウェア	307,531	資本金	313,700
電話加入権	3,724	資本剰余金	356,021
<b>投資その他の資産</b>	<b>368,684</b>	資本準備金	356,021
投資有価証券	19,101	<b>利益剰余金</b>	<b>6,796,063</b>
出資金	8,890	利益準備金	49,625
破産更生債権等	627	その他利益剰余金	
長期前払費用	778	別途積立金	1,400,000
繰延税金資産	319,964	繰越利益剰余金	5,346,438
その他	19,949	<b>自己株式</b>	<b>△827,998</b>
貸倒引当金	△627	評価・換算差額等	4,158
		その他有価証券評価差額金	4,158
<b>資産の部合計</b>	<b>13,383,171</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>6,641,945</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>13,383,171</b>

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>12,403,939</b>
売上原価		9,575,831
<b>売上総利益</b>		<b>2,828,107</b>
販売費及び一般管理費		2,019,391
<b>営業利益</b>		<b>808,716</b>
<b>営業外収益</b>		<b>26,956</b>
受取利息	25	
受取賃貸料	17,121	
未払配当金除斥益	3,884	
スクラップ売却収入	2,858	
その他	3,065	
<b>営業外費用</b>		<b>6,341</b>
支払利息	4,866	
為替差損	556	
株式報酬費用消減損	891	
その他	27	
<b>経常利益</b>		<b>829,331</b>
<b>特別利益</b>		<b>8,490</b>
固定資産売却益	1,636	
補助金収入	6,854	
<b>特別損失</b>		<b>279</b>
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	274	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>837,542</b>
法人税、住民税及び事業税		198,353
法人税等調整額		20,271
<b>当期純利益</b>		<b>618,917</b>

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	4,996,028	6,445,653
当期変動額						
剰余金の配当					△268,507	△268,507
当期純利益					618,917	618,917
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	350,410	350,410
当期末残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	5,346,438	6,796,063

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△827,998	6,287,376	649	6,288,026
当期変動額				
剰余金の配当		△268,507		△268,507
当期純利益		618,917		618,917
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,509	3,509
当期変動額合計	—	350,410	3,509	353,919
当期末残高	△827,998	6,637,787	4,158	6,641,945

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 製品・仕掛品……………個別法

② 原材料……………総平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 8～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 計算書類

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

#### (5) 製品保証引当金

製品の売上に対する保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の保証見込額を加味してサービス費用を見積り、計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、環境整備機器関連事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であります。

#### (1) 製品の販売

主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については顧客独自の仕様に基づく製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

#### (2) 部品等の販売

主に国内における環境整備機器のアフターパーツ等の販売を行っております。このような部品等の販売については、出荷時から顧客に引き渡した時点までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており重要な金融要素は含まれておりません。

## 計算書類

(貸借対照表関係)

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 2,087,015千円 |
| 2. 期末日満期手形及び期末日満期電子記録債権・債務の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び期末日満期電子記録債権・債務を満期日に決済が行われたものとして処理しております。 |             |
| 受取手形  | 5,155千円     |
| 電子記録債権  | 4,599千円     |
| 支払手形  | 18,314千円    |
| 電子記録債務  | 662,087千円   |

(株主資本等変動計算書関係)

- |                    |      |            |
|--------------------|------|------------|
| 1. 当期末日における発行済株式の数 | 普通株式 | 5,564,000株 |
| 2. 当期末日における自己株式の数  | 普通株式 | 682,945株   |
| 3. 剰余金の配当に関する事項    |      |            |
| 配当金支払額             |      |            |

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	268,507千円	55円	2023年 3月31日	2023年 6月21日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	214,766千円	44円	2024年 3月31日	2024年 6月20日

## 計算書類

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金	21,045千円
賞与引当金	84,655千円
退職給付引当金	90,757千円
長期未払金	2,318千円
貸倒引当金	655千円
棚卸資産評価損	9,242千円
減価償却超過額	44,247千円
ソフトウェア	36,334千円
減損損失	5,907千円
株式報酬費用	11,199千円
その他	22,337千円
繰延税金資産小計	<u>328,701千円</u>
評価性引当額	<u>△7,627千円</u>
繰延税金資産合計	<u>321,073千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>△1,108千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,108千円</u>
繰延税金資産純額	<u>319,964千円</u>

## 計算書類

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引は利用しておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い、営業部及び財務部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が役員に報告されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金（原則として5年以内）は、主に設備投資に係る資金調達であります。なお、工場「テクノベース」建設に伴う長期借入金は10年の返済期間としております。

営業債務及び長期借入金は、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、当社では、財務部が月次に資金繰計画を策定する等の方法により管理し、予算委員会にて報告しております。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 計算書類

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末（2024年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	19,101	19,101	—
資産計	19,101	19,101	—
(1) 長期借入金	1,832,509	1,797,498	△35,010
負債計	1,832,509	1,797,498	△35,010

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金349,996千円を含んでおります。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,496,538	—	—	—
受取手形	407,722	—	—	—
電子記録債権	426,495	—	—	—
売掛金	2,210,289	—	—	—
合計	4,541,045	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	349,996	349,996	349,996	219,996	149,996	412,529

## 計算書類

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,101	—	—	19,101
資産計	19,101	—	—	19,101

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,797,498	—	1,797,498
負債計	—	1,797,498	—	1,797,498

(注) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金349,996千円を含んでおります。

## 計算書類

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引関係)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)立花溶材商会	なし	当社への 部品等の供給	部品の仕入等	80,571千円	支払手形	20,180千円
						買掛金	6,224千円
						未払金	829千円

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 部品等の購入については、市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 取締役山本琴一の近親者が議決権の72%を保有しております。

(1株当たり情報関係)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,360円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 126円79銭   |

## 計算書類

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を製品の品目区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

品目	売上高(千円)
強力吸引作業車	8,590,189
高圧洗浄車	1,323,569
粉粒体吸引・圧送車	241,500
部品売上	1,168,523
その他	1,080,156
合計	12,403,939

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(個別注記表) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位：千円)

	当期
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,542,143
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,045,134
契約負債 (期首残高)	25,025
契約負債 (期末残高)	263,114

契約負債は、主に、製品の引き渡し前に顧客より受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債の残高に含まれていた金額は、25,025千円であります。また、当期において、契約負債の残高の重要な変動はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

兼松エンジニアリング株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松エンジニアリング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日における、第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、重点監査項目及び監査実施要綱等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問及び意見を述べました。重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 「内部統制システム」（取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制）の整備状況について、取締役及び使用人等から報告を受ける等して確認し、検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

兼松エンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役 中野守康

社外監査役 高芝貴彦

社外監査役 岩田誠

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 高知市高須砂地155番地  
セリーズ  
3階レインボーホール  
電話 088-866-7000



- 車でお越しの場合  
高知東部自動車道  
高知中央ICを降りてすぐ

- タクシーでお越しの場合
  - ・ 高知龍馬空港より約25分
  - ・ JR高知駅より約8分